

フランス連結会計規則(5)

岸 悦 三

(受付 2003年5月12日)

訳者まえがき

近年のフランスにおける制度会計の革新は誠に瞠目に値する。

1999年、従来のプラン コンタブル ジェネラル(1982年〔1986年修正を含む〕)が廃止され、新基準が制定をみたのである。

新基準では個別会計に関するものと、連結会計に関するものが別個の省令によることとされた。因みに、従来は同一の省令によっていた。

連結会計にかかる新省令(1999年6月22日付 経済・財政・産業省、法務省、予算庁共同省令)は、1999年7月31日付官報で告示された¹⁾。

新省令の構成は次のようになっている。

前書、第1条、第2条、第3条

付録：会計規制委員会規則

前書、第1条、第2条、第3条

付録：連結計算書に関する規程と方法

第1節 連結の範囲と方法

第2節 連結の法則

第3節 評価方法と提示方法

1) Arrêté du 22 juin 1999 portant homologation du règlement no 99-02 du Comité de réglementation comptable, *Journal Officiel*, Lois et Décrets, République Française, 31 juillet 1999, 131e Année, no 175, pp. 11475-11494.

なお、本資料の英語版は次のとおりである。但し、英訳版には、財務諸表の雛型はない。

Regulation 99-02, 29/04/1999, Relating to consolidated accounts of commercial companies and public enterprises.

<http://www.finances.gouv.fr/CNCompta/rcrc/rcrc99902>

第 4 節 連結財務諸表

第 5 節 適用初年度

省令の冒頭から会計規制委員会規則付録第 1 節までは第 42 卷第 1 号で²⁾、第 2 節の冒頭から 21 までは、第 42 卷第 2 号で³⁾、22 から 29 までは第 43 卷第 1 号で⁴⁾、第 3 節の冒頭から 31 までは第 43 卷第 2 号で⁵⁾ 訳出した。

また、注はすべて、訳者 (岸) のものである。

以下は、32 から末尾まで⁶⁾ を訳出したものである。

-
- 2) 岸悦三 (訳) フランス連結会計規則(1), 修道商学, 広島修道大学商経学会, 第 42 卷第 1 号, 2001 年 9 月, 455 頁 - 466 頁。
 - 3) 岸悦三 (訳) フランス連結会計規則(2), 修道商学, 広島修道大学商経学会, 第 42 卷第 2 号, 2002 年 2 月, 483 頁 - 498 頁。
 - 4) 岸悦三 (訳) フランス連結会計規則(3), 修道商学, 広島修道大学商経学会, 第 43 卷第 1 号, 2002 年 9 月, 573 頁 - 588 頁。
 - 5) 岸悦三 (訳) フランス連結会計規則(4), 修道商学, 広島修道大学商経学会, 第 4 卷第 2 号, 2003 年 2 月, 265 頁 - 275 頁。
 - 6) Arrêté, *op. cit.*, pp.11486-11494.

フランス連結会計規則

32 外貨表示計算書を作成している企業の計算書における換算

320 換算方法

外貨表示計算書を作成しようとする被連結企業は、その換算方法決定に際し、まず機能通貨を決めなければならない。

当該実体が経済的、財務的自立性を有している場合（自立的子会社）、実体が計算書中で用いている通貨が一般にその機能通貨となる。

当該実体の経営活動が別の通貨で計算書を作成している別の企業の活動にとって必要不可欠なものとなっている場合（非自立的子会社）、実体の機能通貨となるのはこの別の企業の通貨である。

以下も同様である。即ち、連結企業（親会社をさす——岸注）の国の通貨が外国の子会社の営業計画上、財務計画上、支配的なものである場合、また子会社が連結企業と有力な取引上、財務上の関係を有しているとき、例えば連結企業から輸入した財貨を専ら販売し、当該収益を連結企業に送金している子会社は連結企業の経営の延長的存在と考えられる。同様にある国での持株会社《holdings de pays》即ち、ある国のあるグループによって保持されている子会社、資本参加会社の過半数を統合している企業はこの範疇に属する。

条項321で取扱われている激しいインフレーションの起きている国にある在外企業の場合を除いて次のようになる。

- (1) 在外企業の計算書における現地通貨から機能通貨への換算は取得日レートによって行われる（機能通貨が異なっているとき）
- (2) 在外企業の計書における機能通貨から連結企業（親会社を指す——岸注）の通貨への換算は決算日レート法によってなされる。

3200 取得日レート法

この方法によれば在外企業の計算書の機能通貨への換算は次の方法で行われる。

- (1) 自己資本を含む非貨幣性要素は取得日レート、即ち当該要素の被連結資産、負債、資本中への流入日のレートで換算される。
- (2) 貨幣性要素は当期の決算日のレートで換算される。
- (3) 収益および費用は原則的にはそれらが認識された日に効力を有するレートで換算される。しかし実際には期中の平均レート（月次、四半期次、半年次、更には年次）で換算される。

しかしながら取得日レートで換算された資産要素についての償却または引当によって認識された減価はそれら自身、同じく取得日レートで換算される。

32001 差額の処理

この方法の適用によって生ずる換算差額は貸借対照表に記載されている貨幣性要素についてのものであれ、成果計算書の要素についてのものであれ、「財務収益、費用」として連結損益計算書に記載される。

3201 決算日レート法

32010 換算

この方法によれば在外企業の計算書の換算は次の方法で行われる。

- (1) 貨幣性、また非貨幣性資産、負債、資本要素はすべて当期末に効力を有する為替レートで換算される。
- (2) 収益および費用（償却累計額・引当金繰入額を含む）は期中平均レートで換算される。

32011 差額の処理

認識された換算差額は期首貸借対照表の要素に関するものであれ、成果計算書のものであれ、連結企業（親企業）帰属分については「換算差額」の項目に記載され、また第三者帰属分については「少数株主損益」の項目に記載される。

在外企業の保有する資本参加持分の全部または一部が清算もしくは譲渡された場合、自己資本中に記載されている換算差額は譲渡された資本参加持分額の対応額だけ、成果計算書に振戻される。在外企業の保有する資本

参加持分の全部または一部が清算もしくは譲渡された場合、ユーロへの移行時に自己資本中に凍結された換算差額に対しても、上記の振戻しは同様に行われる。

321 激しいインフレーションの起きている国にある企業

3210 激しいインフレーションの定義

激しいインフレーションはある種の特徴によって示される。それには次のことが含まれる。しかしこのようなリストは限定的なものではない。

- (1) 掛売、掛買は信用期間中に予想される貨幣の購買力低下を考慮した価格で決められる。たとえその期間が短くともそうされる。
- (2) 利子率、賃金、物価は、物価指数にリンクさせられる。
- (3) 3年間の累積的インフレーション率が100%に近いか、またはそれを超えている。
- (4) 物価がしばしば現地通貨ではなく比較的安定している外国通貨で表示される。

3211 原則

激しいインフレーションが起きている国の通貨は機能通貨の役割を果たしえない。

すべての非自立的企業は条項3200で示された一般原則に従うべきである。自立的企業については、次の2つの方法からの選択が可能である。

- (1) 当該企業は機能通貨への移行に当って取得日レート法を適用する。機能通貨が当該国で一般に用いられている外国通貨であり、またそうでないとしても連結のために用いられた通貨だからである。
- (2) 連結企業は在外企業の計算書に決算日レート法を適用する。しかも計算書は予めインフレーションの影響について修正される。インフレーションの考慮のための予めの修正は一般物価変動を反映する指数によって行われる。

3212 会計処理

自立的企業の計算書における換算のために取得日レート法が採られる場

合には、(1)自国通貨から機能通貨への移行は条項32000および32001に従ってなされる。また(2)機能通貨から連結のための通貨への移行は条項32010および32011に従ってなされる（連結のための通貨が異なっている場合）。

決算日レート法が採られる場合、(1)被連結企業の計算書がカレントコストベースで作成されているなら、(a)カレントコストで既に評価されている貸借対照表要素は連結のために修正されるには及ばない。なぜなら、それらは貸借対照表日におけるものとしてのカレントな測定単位で表示されているからである。(b)成果計算書の要素は貸借対照表日のカレントな測定単位で修正されなければならない。(c)貨幣性資産マイナス負債の残高保有、場合により負債マイナス貨幣性資産の残高保有より生ずる利得、損失は純損益に含まれる。(2)被連結企業の計算書が取得原価ベースで作成されているなら、(a)貸借対照表日に効力を有している測定単位で測定されていない貸借対照表要素は一般物価指数を用いて修正される。(b)すべての成果計算書要素は最初の取引記録から一般物価指数の変動値を用いて修正される。(3)貨幣性資産マイナス負債の残高保有、場合によっては負債マイナス貨幣性資産の残高保有によって生ずる損失または利得は純損益に含められる。かかる損失、利得は非貨幣性資産、自己資本、成果計算書要素の修正より生ずる差額によって算出する。

322 ヘッジ

在外被連結企業にあって、実質的に企業の純投資の構成要素をなしている貨幣性要素に関係のある為替差損益は当該純投資の譲渡または清算に至るまで被連結自己資本中に記載される。即ちそれらは当該企業に係わる他の換算差額と同じく譲渡または清算の時点で成果中に収益または費用として算入されることとなる。

また、グループの企業は被連結企業に関する外貨表示債権、債務を貸借対照表中に有するということがありうる。その決済は予見しうる将来において計画されてもおらず、また生起もしえない。かくして当該在外企業にあって、グループの純投資の増加もしくは減少を惹起することとなる。こ

のことは長期貸付債権，長期借入債務にも妥当する。しかし売掛債権，仕入債務には妥当しない。

決算日レート法が採られる場合，外貨表示債務に関連した為替差損益は被連結企業（全部統合または持分法による）にあつてグループ中の企業の純投資のヘッジとして処理され，当該純投資の譲渡まで条項3201に従つて被連結自己資本に繰入れられ，また自己資本から控除される。そして譲渡の時点で当該差損益は当該企業に係わる他の換算差額と同様，成果計算書中の収益または費用に算入されなければならない。

323 附属明細書中に盛りこまれるべき情報

すべての在外企業のために採られた換算方法に関するあらゆる情報，また連結計算書中への換算差額の統合から生ずるその分析に関するあらゆる情報は附属明細書中で提示されなければならない。

第4節 連結財務諸表

連結財務諸表は必ず，貸借対照表，損益計算書，附属明細書から成るものとする。しかもこれらは不可分の一体を構成する。そして前年度のものと比較される形式で提示される。

下記に表示した雛型は指示的なものである。それに反して，種々の財務諸表中に挙げられている情報のリストは義務的な最小限の情報である。とはいえ重要なものであるかぎり，すべて盛りこまれている。

次の雛型中に提示されているもの以外のものは，グループの提示に委ねられている。但し，附属明細書中に厳密な定義が示されねばならない。

40 貸借対照表

連結貸借対照表は勘定式で提示される（ただし，従前，報告式によつていた企業はそれによるも可）。それは利益処分前に作成される（ただし，処分前および処分後，双方ともも可）。

貸借対照表雛型

借 方	N 年度	N-1 年度	貸 方	N 年度	N-1 年度
固定資産			自己資本(グループの持分)		
取得差額			資本金(1)		
無形固定資産			プレミアム(1)		
有形固定資産			連結積立金, 連結損益(2)		
金融固定資産			その他(3)		
持分法適用有価証券			少数株主持分		
流動資産			危険費用引当金		
棚卸資産			負債		
得意先等			借入金		
その他の債権および調整勘定			仕入先等		
一時所有有価証券			その他の負債および調整勘定		
当座資産					
借 方 合 計			貸 方 合 計		
(1) 連結親企業 (2) うち当年度純損益 (3) 詳細は被連結自己資本変動表で明らかにされる。					

41 損益計算書

連結損益計算書は収益, 費用の性質別もしくは目的別分類に従って, 報告式で提示される (ただし勘定式によるも可)。

損益計算書雛型

(収益, 費用の性質別分類)

	N 年度	N-1 年度
売上高		
その他の営業収益		
購入財貨消費高		
人件費 (1)		
その他の営業費用		
租税公課		
減価償却累計額・引当金繰入額		
営業損益		
財務費用収益		
統合企業の経常損益		
臨時費用収益		
利益に対する税		
統合企業の純損益		
持分法適用企業の損益中の割当額		
取得差額償却		
連結全体の純損益		
少数株主利益		
純損益 (グループの持分)		

岸：フランス連結会計規則（5）

1株当り損益		
希薄化後1株当り損益		
(1) 従業員利益参加額を含む		

損益計算書雑型

(収益、費用の目的別分類)

	N年度	N-1年度
売上高		
売上原価		
販売費		
一般管理費		
その他の営業費用および営業収益		
営業損益		
財務費用、財務収益		
被統合企業の経常損益		
臨時費用、臨時収益		
利益に対する税		
被統合企業の純損益		
持分法適用企業の損益中の持分		
取得差額償却		
連結全体の純損益		
少数株主損益		
純損益（グループの持分）		
1株当り損益		
希薄化後1株当り損益		

42 附属明細書

420 一般原則

附属明細書は連結財務諸表の利用者をして連結に含まれるすべての企業によって構成される企業集団全体の財産、資本、損益にかかる評価を可能ならしめる重要性を有するすべての性質の情報を含むべきである。情報は少なくとも、当該年度および前年度にわたるものとする。

以下に挙げられた情報のリストはいかなる意味においても限定的なものともみなされてはならない。なおその順序は指示的なものである。他方重要性をもたないものは提示されるには及ばない。

421 会計方針、連結方式、評価の方法と評価のルール

(a) 会計方針

フランスの基準への準拠、適宜、国際基準ないしは国際的に認められ

ている基準への準拠

(b) 連結方式

(i) 連結方法

(ii) 取得差額の決定、取得差額が貸方にくる場合の理由の説明、資産、負債の流入価値の決定、借方取得差額の償却（臨時償却を含む）方式、貸方取得差額の収益への振替、取得差額が自己資本から控除される場合の十分な説明

(iii) 在外子会社の連結に当って用いられた換算方法に関する情報、並びに在外子会社の連結財務諸表中への換算差額の統合によるその分析、なおその際ユーロ地域に由来する換算差額は明確にされる。また在外企業が強度のインフレーションに見舞われている国に存するとするか否かの決定に当ってとられた指標、関連する子会社についての当期および前 2 期に亘る当該指標の推移

(iv) 連結企業の個別財務諸表の決算日が被連結企業の大半のそれと異なる場合の被連結諸企業の決算日

(c) 評価方法と評価のルール

(i) 研究開発費：資産としての計上、費用としての計上（適宜、償却方法）

(ii) 有形固定資産または無形固定資産、耐用年数、償却方法、減価償却のルール

(iii) 投資助成金

(iv) 棚卸資産、仕掛工事

(v) 外貨建債権債務

(vi) 期末に一部実現している収益の考慮、一部完了している取引の考慮

(vii) ファイナンス リース

(viii) 金融商品の会計処理

(ix) 危険費用引当金

(x) 年金契約およびそれに準ずる給付

岸：フランス連結会計規則 (5)

- (xi) 繰延資産
 - (xii) 従業員に与えられたストック オプションの会計処理
 - (xiii) 臨時損益識別のために採られた規準の説明
 - (xiv) 1株当り損益の算定方法
- (d) 優先的方法の不適用

条項300で明らかにされている優先的方法を適用していない場合の当該不適用の貸借対照表、損益計算書への影響の開示

422 連結の範囲に関する情報

- (1) 連結範囲の決定に当ってグループによって採られた規準の開示
- (2) 被連結企業および直接、間接に保有されている資本の割合の確認、
連結方法
- (3) ある種の被支配企業に関する持分法適用についての説明
- (4) 保有議決権比率が40%以下であるにも拘らず全部統合が行われた場合の説明
- (5) 保有議決権の比率が50%を超えるにも拘らず全部統合が行われなかった場合の説明
- (6) 保有議決権の比率が20%未満であるにも拘らず持分法によって連結された場合の説明
- (7) 保有議決権の比率が20%を超えているにも拘らず持分法の適用から除かれた場合の説明
- (8) ある種の企業の非連結を正当化する理由の開示

423 計算書類の比較可能性

- (1) 会計処理方法の変更とそれによる連結損益、自己資本への影響についての説明
- (2) 全部統合ないしは比例統合によって連結すべき企業の取得が行われた場合の次のものに関するすべての有用な情報の連結範囲に含まれた日における開示。すなわち有価証券の取得原価、取得差額、取得年度のものとして提示された貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー

計算書のすべての項目への取得の影響に関するすべての情報である。これらの情報は勝れて見積計算書の形式をとる。かくして取得差額の償却、取得によって生じた財務費用を考慮して、同じ連結範囲についての当期および前期の損益計算書を提示することとなる。

- (3) 条項215で定められた離脱的方式を適用して会計処理された取得にかかる特別の場合の関連企業の開示、並びにそれによる積立金の変動についての開示。
- (4) 連結範囲ないしは連結方法がその後変化した場合の次のものに関わるすべての有用な情報の開示、すなわち、保有比率の変動によって顕著な影響を受けた貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書のすべての項目についての重要性を有する変動の影響に関わる情報である。これらの情報は勝れて見積計算書の形式をとる。かくして同一の連結範囲、連結方式によって当期、前期の損益計算書を提示することとなるからである。しかもその際、評価差額の償却、財務収益が考慮される。
- (5) 以下のものに関する重要な情報の開示、すなわち、取得原価、取得価格、また決算日後、計算書類の作成日までに行われた譲渡に関するものである。

424 貸借対照表、損益計算書の項目の説明、並びにそれらの変動の説明

(a) 固定資産項目

貸借対照表において提示されたすべての固定資産項目についての①粗価値、減価償却、減価引当金の開示、②主たる残高および当期の変動についての分析並びにその説明

固定資産項目に関するその他の情報

- ①取得差額：自己資本からの控除、自己資本への繰入を正当なものとする特別の場合
- ②固定資産と減価償却：ファイナンスリース契約の対象となっている固定資産中に記載されている財貨の金額（固定資産の範疇ごと

岸：フランス連結会計規則 (5)

の金額), 減価の状況

- ③持分法が適用されている証券：当該項目を構成している主たる企業の自己資本と被連結損益への繰入の開示
- ④連結されなかった資本参加証券：当該項目を構成する主要企業のリスト, 主要企業の識別, 直接, 間接に保有されている資本の部分, 自己資本の額, 最終年度の損益, そして関連証券の純帳簿価額の明記, 上場証券の取引所における価値の開示
- ⑤ポートフォリオ活動の固定資産としての有価証券 (TIAP), 当該項目を構成する主要企業のリスト, 上場証券の取引所における価値の開示

(b) 貸借対照表のその他の項目

棚卸資産

- ①主要構成要素, 粗価値, 減価額の開示

債権

- ①性質別区分 ②期間別区分 (1年未満, 1年以上, 5年以上) ③粗価値の額, 減価の額

一時所有有価証券

- ①上場証券の取引所における価値の開示

被連結自己資本 (グループ分) 変動表

被連結自己資本 (グループ分) 変動表

	資本金	プレミアム	被連結積立金	当期損益	そ の 他					自己資本総計
					換算差額	再評価差額	連結企業の証券	—	その他計	
N - 2 期末の状況 変動額(1)										
N - 1 期末の状況 変動額(1)										
N 期末の状況(2)										
(1) 最も重要な変動額は各々個別に識別されるようにしなければならない。そして, その他のものは, 「その他の変動額」なる1行にまとめられなければならない。 (2) 本表のこの行は貸借対照表の「自己資本 (グループ分)」なる項目中に記された額を示す。適宜, それらの明細を示す。										

被連結自己資本の変動の主たる源泉

- ①連結企業の資本の変動
 - ②自己株式の取得, 売却
 - ③再評価が行われた場合は, その影響: この場合, 採られた再評価方法, 算出再評価差額, その評価差額・取得差額への影響, また再評価資産にかかる償却累計額・引当金繰入額が開示される。
 - ④当期の連結損益 (純損益 [グループ分]) 中の連結企業の持分
 - ⑤当期中に連結企業によって行われた配当
 - ⑥外貨換算レートの変動の影響
 - ⑦会計処理方法の変更
 - ⑧ありうる取得差額の自己資本からの控除, それへの繰入
- 自己資本変動表は少数株主持分変動表によって補完されうる。

危険費用引当金

- ①主要残高, 変動額の説明を伴う分析

利益に対する税

- ①繰延税と即時請求されうる税との区分
- ②(i)損益中において計上された税負担総額と(ii)税引前帳簿損益に現行税法規定に基づく連結企業への適用税率を適用して計算した理論上の税負担との調整。調整要素中には次のようなものがある。すなわち(i)ある種の範疇の活動ゆえの軽減税率または重課税率の影響 (ii)連結企業の国以外の国で行われた活動によって得られた損益ゆえの税率の違いによる影響
- ③回収の可能性が大きいと判断されたがゆえに計上されていない繰延税金の額の開示, また最も遠い期限の開示
- ④繰延税金を割引いた場合の割引方法, 割引率の開示, また繰延税金資産, 繰延税金負債に対する割引の影響の開示
- ⑤計上された繰延税金資産, 繰延税金負債の大範疇別区分, 一時差異, 税額控除, 税務上の損金の繰越

- ⑥企業が近年、税務上の欠損を負っていた場合の繰延税金資産の計上理由の説明

借入等債務

- ①性質別区分、殊に再リース契約に対応する金額の開示
- ②主要通貨別区分、期限別区分（1年未満、1年以上、5年以上）利率別区分（固定、変動）、関連ヘッジ手段の考慮
- ③担保に供された担保物件の記載

金融商品

- ①計算書類中の記載価値との対比における金融商品の市場価値に関する情報
- ②利率リスク、為替リスク、金融商品全体に対する代償のリスクに関する情報
- ③将来取引のヘッジに関する情報

オフバランス契約

- ①満期前の割引手形およびその他の授受契約に関する情報
- ②その他のリスクおよび契約に関する情報

(c) 損益計算書項目

人件費

- ①総費用（目的別分類の場合）
- ②全部統合によって連結された企業の雇用平均従業員数、比例統合によって連結された企業の雇用従業員のうち被支配分、なおこれはカテゴリー別区分による。

研究開発費

- ①費用処理されている研究開発支出、ただし、固定資産として計上したものの償却額を含む。

減価償却および引当金

- ①償却累計額繰入額
- ②減価引当金繰入額

財務費用および財務収益

- ①主たる構成要素，殊に場合によってはこの項目に含まれる為替換算差額の開示
- ②売却済もしくは保有中の自家製固定資産中に含まれる財務費用
臨時収益，臨時費用
- ①主たる構成要素
- ②利益税の負担分の開示，重要性を有する場合の少数株主の負担分の開示

425 その他の情報

セグメント情報

- ①連結範囲中の企業グループのとは著しく異なった構造の計算書類を有する被連結企業の財務諸表
- ②地域別，通貨別，更には活動部門別売上高，また固定資産の区分
- ③グループの選定した組織形態による地域別，活動部門別営業損益の区分

このセグメント情報の必要性ゆえにおよそ活動部門，地域なるものは商製品，用役，取引，国の均質的の一体と定義される。それは当該企業内，子会社内，操業部門内で個別化される。セグメント分析のために採用されるセグメンテーションは企業の内部組織上支配的なものによるべきである。

連結されるもの全体の10%未満の活動部門，地域はまとめられうる。

後発事象

貸借対照表，損益計算書に記載されていない重要な後発事象に関する情報

特別目的実体

証券の保有がないにも拘らず支配されている非連結特別目的実体の資産，負債，損益の情報

関係企業

全部統合によっても比例統合によっても連結されていない関係企業と

岸：フランス連結会計規則 (5)

の取引に関する情報：関係企業間の関連の性質，貸借対照表，損益計算書，キャッシュフロー計算書の理解に必要なこれら企業の活動の性質，

要素

役員

- ①連結企業の管理機関，執行機関，監督機関の役員に対して当該年度分として支給された報酬額，これは被支配企業における職務の遂行に應えるものである。この情報はこれら機関の各々の構成員総員に対する総額で示されるべきである。
- ②上記機関の構成員，旧構成員が受ける年金，それに準ずる給付に関する契約，この情報はこれら機関の各々の構成員総員に対する総額で示される。
- ③連結企業および支配下にある企業による上記機関の構成員に与えられた前払金，信用貸，また付与条件の開示

426 キャッシュフロー分析による資金計算書

この計算書は通常，キャッシュフロー計算書と呼ばれる。

4260 原則

キャッシュフロー計算書は毎会計期間，現金および現金同等物の流入，流出を営業，投資，財務の諸活動に分けて示す。

流動性に富む容易に一定額の流動資金に換価しうる，しかも大きく価値の変動する恐れのない短期投資は現金同等物と考えられる。

営業活動は主要な収益創出活動であり，投資活動，財務活動として定義されるもの以外のすべての活動である。

投資活動は長期資産の取得，譲渡であり，現金，現金同等物の流入，流出を伴わないすべての他の投資活動（ただし，ファイナンスリースを通じて行われるものを除く）のことである。

財務活動は企業の自己資本，借入資本の大きさ，構成に変動をもたらす活動である。

4261 キャッシュフロー計算書の提示方法

42611 営業活動によるキャッシュフロー

企業は営業活動によるキャッシュフローを以下の方法で示さなければならない。

- (1) 直接法 これによると資金の流入，流出が主要範疇別に総額で表わされる情報が提示されることとなる。
- (2) 間接法 これによると，純損益は営業による過去，未来の入金，出金の繰越，調整のすべてによって修正される。その際，非貨幣性取引の影響が考慮される。更に純損益は投資，財務に関するキャッシュフローに結びつく収益，費用要素によって修正される。

42612 投資活動 財務活動によるキャッシュフロー

企業は投資活動，財務活動によるすべての資金の流入，流出を主要範疇別に総額で提示しなければならない。ただし条項42613に挙げられている例外を除く。

42613 純額によるキャッシュフロー提示の可能性

上記のルールにも拘らず，以下の営業活動，投資活動，財務活動によるある種のキャッシュフローは純額で提示されうる。

- (1) 財務的債権債務の変動，この節，キャッシュフロー計算書は負債純額の変動の分析という形式で提示される。この場合，企業は貸借対照表上，残高との関連における負債の純額，また年度中のその構成要素の変動を附属明細書中で詳細に明らかにしなければならない。
- (2) キャッシュフローが得意先の行動から生ずるものであって，企業のそれによるものでない場合の得意先のためのキャッシュインフロー，アウトフロー
- (3) 回転の速い要素に関するキャッシュインフロー，アウトフロー，金額の大きさ，短い期限

統合企業の純損益から作成されるキャッシュフロー計算書の雛型

営業活動によるキャッシュフロー

被統合会社の純損益	××××
キャッシュフローに影響を及ぼさないか または営業活動に結びつかない費用，収益の排除	
償却累計額・引当金繰入額(1)	××××
繰延税金の変動額	××××
譲渡益，税引額	××××
被統合会社の自己金融による余裕資金総額	××××
持分法適用会社からの受取配当金	××××
営業活動に結びつく運転資本の必要額の変動(2)	××××
営業活動によって生み出された純キャッシュフロー	××××

投資活動によるキャッシュフロー

固定資産の取得	××××
固定資産の売却，税引額	××××
連結範囲の変動の影響(3)	××××
投資活動による純キャッシュフロー	××××

財務活動によるキャッシュフロー

親会社の株主への配当支払	××××
統合会社の少数株主への配当支払	××××
現金による増資	××××
社債の発行	××××
社債の償還	××××
財務活動による純キャッシュフロー	××××
キャッシュ在高の変動	××××
キャッシュ期首在高	××××
キャッシュ期末在高	××××
為替レートの変動の影響	××××

- (1) 流動資産引当金
- (2) 大項目（棚卸資産，営業債権，営業債務）ごとの詳細
- (3) 獲得資金ないしは支払資金ゆえに上下する売買価格，附属明細書において明らかにされる。

統合企業の営業損益から作成されるキャッシュフロー計算書の提示雛型

営業活動によるキャッシュフロー

統合企業の営業損益…………… ××××

キャッシュ在高に影響をもたらさない営業費用，
営業収益の排除

償却累計額・引当金繰入額…………… ××××

営業粗損益…………… ××××

営業による運転資本の必要額の変動(2)…………… ××××

営業による純キャッシュフロー…………… ××××

営業活動によるインフロー，アウトフロー

財務費用…………… ××××

財務収益…………… ××××

持分法適用会社からの受取配当金…………… ××××

諸会社への税，ただし，譲渡益への税は除く…………… ××××

営業活動に関連のある臨時費用，臨時収益…………… ××××

その他…………… ××××

営業活動によって創出された純キャッシュフロー…………… ××××

投資活動によるキャッシュフロー

固定資産の取得…………… ××××

固定資産の売却，税引額…………… ××××

連結範囲の変動の影響(3)…………… ××××

投資活動による純キャッシュフロー…………… ××××

財務活動によるキャッシュフロー

親会社の株主への配当支払	××××
統合会社の少数株主への配当支払	××××
現金による増資	××××
社債の発行	××××
社債の償還	××××
財務活動による純キャッシュフロー	××××
キャッシュ在高の変動	××××
キャッシュ期首在高	××××
キャッシュ期末在高	××××
為替レート変動の影響	××××

- (1) 流動資産引当金は除く
- (2) 大項目（棚卸資産，営業債権，営業債務）ごとの詳細
- (3) 獲得資金ないしは支払資金ゆえに上下する売買価格——附属明細書
において詳細は明らかにされる。

第5節 適用初年度

本規則適用初年度の結果は会計処理の変更に関する国家会計審議会 CNC の1997年6月18日付告示第97-06号に従って処理される。この告示にも拘らず，連結企業は条項21-24（全部統合）および28，29（比例統合，持分法適用）で取扱われている取得—譲渡取引に関する記録を遡及的に修正しないことができる。それらは本規則の適用初年度の期首より前に行われていたからである。このような選択が行われる場合，その選択は上記の取得，譲渡の取引全体について行われるべきである。 [完]

(追記)

1. 次のような補正を行う。

前号までの目次での訳「第4節 連結総括書類（連結財務諸表——訳者〔岸〕注）→「第4節 連結財務諸表

前号までのそれぞれの注1中の“Journal Officiel” → “*Journal Officiel*”

2. 原語 *résultat* は個別会計では「成果」と訳し、連結会計では「損益」と訳した。「成果」なる訳は従来、一般に行われてきたところに従ったものである。それは個別会計は「企業」*entreprise* のみならず、企業を含む「実体」*entité* すべてを対象とするものであるのに対し、連結会計は「企業」を対象とするものだからである。フランス会計の特徴を浮彫にするためにも、このような訳が行われてきたが、今や、わが国でも非営利団体にもいわゆる企業会計が広く行われるに至った現状に鑑みても、「成果」と訳す必要性は薄れてきていると考えられる。

個別会計の基準たるプラン コンタブル ジェネラルについては次のものを参照されたい。

- 岸 悦三（訳）、プラン コンタブル ジェネラル（フランス会計原則）（1999年版）（1）、東亜大学経営学部紀要，第13号，2000年12月，91頁-122頁。
- 岸 悦三，プラン コンタブル ジェネラル（フランス会計原則）1999に関する一考察——一般原則，財産，成果の意義をめぐって——，修道商学，広島修道大学商経学会第41巻第2号，2001年2月，169頁-180頁。
- 岸 悦三，フランス新会計基準における財産評価とその会計処理，東亜大学研究論叢，第25号第2号，2001年3月，3頁-23頁。
- 岸 悦三（訳）、プラン コンタブル ジェネラル（フランス会計原則）（1999年版）（2），東亜大学経営学部紀要，第14号，2001年3月，132頁-176頁。
- 岸 悦三（訳）、プラン コンタブル ジェネラル（フランス会計原則）（1999年版）（3），東亜大学経営学部紀要，第15号，2001年10月，116頁-138頁。
- 岸 悦三（訳）、プラン コンタブル ジェネラル（フランス会計原則）（1999年版）（4），東亜大学経営学部紀要，第16号，2002年3月，17頁-34頁。
- 岸 悦三（訳）、プラン コンタブル ジェネラル（フランス会計原則）（1999年版）（5），東亜大学経営学部紀要，第17号，2002年10月，118頁-136頁。
- 岸 悦三（訳）、プラン コンタブル ジェネラル（フランス会計原則）（1999年版）（6），東亜大学経営学部紀要，第18号，2003年3月，88頁-104頁。